

全ト協発第529号（環）

平成26年2月24日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三



トレーラ（中期ブレーキ規制以降）のブレーキ動作不良を未然防止するための点検整備の注意喚起について（協力依頼）

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より別紙のとおりトレーラ（中期ブレーキ規制以降）のブレーキを標準よりも厳しい条件で使用（シビア・コンディション）するとオートマチック・スラック・アジャスタの動作不良を招き、ブレーキの利きが著しく低下するおそれがあるため、シビア・コンディションである場合のブレーキ機器の点検整備について注意喚起を行うよう協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対し、周知徹底をお願い申し上げます。

◆一般社団法人日本自動車車体工業会ホームページ

『2014.02.12 トレーラ(中期ブレーキ規制以降)のブレーキ利き不良にご注意ください』

<http://www.jabia.or.jp/news/news.php?id=453>

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 齋藤（晃）

電話：03-5323-7243 FAX：03-5323-7230

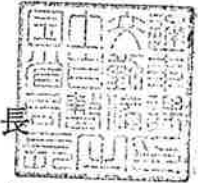




国自整第326号
国自審第1565号
平成26年2月12日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
整備課 長



審査・リコール課長



トレーラ（中期ブレーキ規制以降）のブレーキ動作不良を
未然防止するための点検整備の注意喚起について（協力依頼）

一般社団法人日本自動車車体工業会（以下「車工会」という。）から国土交通省に対して、トレーラのブレーキ動作不良についての情報が32件寄せられました。これらの事案を調査・分析した結果、2000年7月（中期ブレーキ規制）以降のトラクタは、ブレーキ操作系の変更に伴い、停車時におけるブレーキ操作はトラクタの駐車ブレーキ・レバーで行われる場合があり、この操作を多用される場合や山道、登り降りの頻繁な走行等の標準よりも厳しい条件での使用状態（以下「シビア・コンディション」という。）においては、オートマチック・スラック・アジャスタ（以下「ASA」という。）に負担がかかりASAの機能が損なわれることにより、トレーラのブレーキの利きが著しく低下するおそれがある動作不良に至るおそれがあることが判明しました。また、その再発防止対策については、シビア・コンディションである場合のブレーキ機器の点検整備について、使用者に対し特別に注意喚起を実施することが有効であることがわかりました。

これらを受け、今般、車工会から、ホームページへの注意喚起の掲載やチラシの配布等により、点検整備について使用者に対する注意喚起を実施するとの報告がありました。

つきましては、あらゆる機会をとらえ、当該トレーラの使用者等に対して下記事項について、注意喚起を行うように貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. 法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
2. シビア・コンディションに該当する場合には、以下のブレーキ機器の点検整備を徹底すること。
 - (ア) ブレーキ・チャンバのロッドのストロークの点検整備
 - (イ) オートマチック・スラック・アジャスタの機能等の点検整備
 - (ウ) ブレーキ・カム・シャフトの摩耗及び損傷の点検整備
3. その他、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実に実施すること。